

答 申 第 73 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 12 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 10 月 25 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「県立高校における生徒へのいじめ問題について分かる全ての文書・記録。中学時代についてのいじめ問題に事態が遡及拡大しているが、関係市教育委員会との情報共有、調査範囲（対象）を拡大させたことが分かる全ての記録・文書。」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 11 月 7 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるといものである。

3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている文書（以下「本件対象公文書」という。）は、令和 2 年度に県立高等学校から発生報告のあったいじめの重大事態に関し開催された、三重県いじめ対策審議会に関する会議資料、議事録、知事・副知事報告等であり、別表左欄に示す文書である。

4 審査請求の理由

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

個人情報だからとして、本件いじめ重大事案に係る内容の大部分を非開示としたことは、公平・公正・平等であるべき教育（学校教育・教育行政）の基本を否定することであり、事態の改善及び被害の回復再発防止に逆行するもので、違法・不当である。

個人情報が非常に多く記載されていると思うが、いじめという行為について、単に当事者間の問題というだけではなく、地域社会においてこのようないじめ事案を発生させないためにどうしたらいいか、当該いじめ問題について、対策審議会などで論議したことの大部分が非開示とされており、解決に繋がったのかというところが全く判別できない。

過去の中学校時代の情報でさえも非開示となっており、問題をうやむやにして解決し得なかった当事者、学校、教育委員会等の失態を隠蔽するための結果になっている。

非開示としたことによって、当事者たちの人権や主張が守られたのか、権利が守られたのか、そういうところも分からない。「個人情報だから非開示とした」だけで済むのかという率直な疑問がある。

もっと説明をすることによって、そういったいじめの問題を社会的に、地域的に共有して、いじめ問題解決を図ってもらいたい。

社会的な、時代的なあるいは地域的な背景が今回の事案に作用していることが分かれば、地域のコミュニティで共有しながら解決するために、大人たちはどう努力したらいいのかということが明らかになり、いじめ問題の解決に役に立つ。開示することで県民の今後のために公益性があると考ええる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

- (1) 当事者の氏名や家族の状況、所属する学校名や部活動名、出欠席の状況や学校内外における個人の行動履歴、診療情報については、当該学校の生徒など広い範囲の関係者が知り得る情報よりも詳細な情報が含まれており、情報が複数組み合わせられることで個人の識別が可能となる。
- (2) 調査の中で当事者から聴き取りをした内容や主張そのものについては、個人の人格と密接に関係する情報であるため、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。また、その内容について批判されたり、誤解を受けたりすることを過度に意識するあまり、聴き取り時に思ったことを素直に話すことを差し控えるようになることがあれば、聴き取り業務の適正な遂行を著しく困難にするものであると考えられ、今後、別事案のいじめが発生し同様の調査を行う際の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (3) 調査報告書に記載されている情報には、聴き取りを行った際、当事者が強く開示を拒否した情報が存在する。そういった情報については、当事者がフラッシュバックを起こすなど、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれや同様の調査を行う際の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断したため、その意向を踏まえて非開示としている。
- (4) 三重県いじめ対策審議会委員の携帯電話番号については、個人に関する情報として非開示とした。
- (5) 三重県いじめ対策審議会が審議に協力を求める中で関係市教育委員会から提供されたメモ、記録、議事録については、これらを関係市教育委員会の同意なしに流通させることは適切ではなく、これらを開示すると、提供元との信頼関係を損ない、今後、別事案のいじめが発生し同様の調査を行う際の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (6) 三重県いじめ対策審議会における審議の意見については、開示することで、その内容について批判されたり、誤解を受けたりすることを過度に意識するあまり、委員が率直な意見を述べることを差し控えるようになることが危惧される。結果として三重県いじめ対策審議会委員との信頼関係を損ない、三重県いじめ対策審議会の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(4) 本件非開示情報について

本件対象公文書について、実施機関が非開示とした情報（以下「本件非開示情報」と

いう。)は別表右欄の「開示をしない部分」のとおり多岐にわたるが、その内容により以下のとおり分類することができる。

- ア 三重県いじめ対策審議会委員携帯電話番号
- イ 部活動名、高等学校名、中学校名、被害者生年、建物名、高校調査委員会委員名、家族構成、部活動練習名、学校見学体験内容、通学に関する駅、転学先、クラス名、学科名、いじめの内容、聴取場所、アンケート実施人数・回答人数
- ウ 病状に関する情報、被害者通院状況、被害者診療結果、被害者と家族との関係性
- エ いじめ解消の判断、当事者及びその家族の行動記録、学校区分、生徒の略称、いじめの有無、けがの有無、警察と学校とのやりとり、当事者家族と学校とのやりとり、いじめ問題調査委員会及び学校の対応、当事者への聴き取り内容、事案の概要、アンケート結果、検討内容、事実認定、いじめの有無及び結果、学校側の対応・適切性、今後の対応、再発防止に向けた提言、調査報告書の結論
- オ 被害者及び保護者の意向、いじめ解消の判断、中学校と高校とのやりとり、高校調査委員会及び県教育委員会の対応記録、答申までの日程
- カ 基準に関する考え方
- キ 審議会における発言内容・委員名
- ク 第2回三重県いじめ対策審議会添付資料
- ケ 今後の方針

そこで、これらの非開示情報について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果を踏まえ条例第7条各号の該当性を検討する。

(5) 条例第7条各号の該当性について

- ア 三重県いじめ対策審議会委員携帯電話番号

当該情報は、個人で使用している番号と思われることから個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得る情報である。したがって、当該情報は条例第7条第2号に該当する。

また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当するとも認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

- イ 部活動名、高等学校名、中学校名、被害者生年、建物名、高校調査委員会委員名、家族構成、部活動練習名、学校見学体験内容、通学に関する駅、転学先、クラス名、学科名、いじめの内容、聴取場所、アンケート実施人数・回答人数

当該情報について、実施機関は、当事者が在籍していた学校の生徒など広い範囲の関係者が知り得る情報よりも詳細な情報が含まれており、情報が複数組み合わせられることで個人の識別が可能となることから、条例第7条第2号に該当すると主張している。

条例第7条第2号における個人識別性の判断は、特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断することを原則とする。ただし、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする同号の趣旨や、条例第3条において個人のプライバシ

一に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮が求められていることからすれば、一般人であれば特定の個人を識別できない場合であったとしても、特別の情報を有する関係者によって特定の個人が識別され、その結果、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の権利利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、特定の情報を有する関係者を基準に判断するのが相当な場合もある。

これを踏まえると、本件対象公文書の中には、いじめ重大事案の当事者にとって機微にわたる情報が記載されており、特別の情報を有する関係者を基準にして個人識別性を判断することが適当と判断する。

この結果、当該情報については、特別の情報を有する関係者を基準にした場合には、公にすることにより、地域住民や学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号に該当する。

また、審査請求人は、いじめの問題解決を図るため、社会的・地域的に共有して、開示することで県民の今後のために公益性があると主張している。

確かにこの点について、社会的要請があることは認めるものの、本件対象公文書には、いじめ重大事案に関し、当事者にとって機微にわたる情報が記載されており、当該情報を公開することによる個人の不利益を上回って開示するまでの公益上の理由は認めがたい。

したがって、当該情報については条例第7条第2号に該当し、同号ただし書に該当すると認めるに足る事情はないため、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 病状に関する情報、被害者通院状況、被害者診療結果、被害者と家族との関係性

当該情報について、実施機関は、個人の人格に密接に関係する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当すると主張している。

条例第7条第2号は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を非開示とすると規定している。これは、個人を識別できない情報であっても、個人の人格、私生活と密接に関連し、あるいは、個人の知的創作に関連する情報については、これを公にすることとなれば、個人の人格や財産権を侵害するおそれが生じることもあることから、当該個人のみが情報の流通をコントロールして然るべきであるという趣旨から規定されたものである。

これを本件についてみるに、当該情報は、個人の病状や通院状況、診療結果に関する情報であり、個人の人格、私生活と密接に関係する情報であるため、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、たとえ個人識別性がない場合であっても、条例第7条第2号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」に該当すると認められる。

したがって、当該情報については条例第7条第2号に該当し、上記イでも述べたよう

に、同号ただし書に該当すると認めるに足る事情はないため、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ いじめ解消の判断、当事者及びその家族の行動記録、学校区分、生徒の略称、いじめの有無、けがの有無、警察と学校とのやりとり、当事者家族と学校とのやりとり、いじめ問題調査委員会及び学校の対応、当事者への聴き取り内容、事案の概要、アンケート結果、検討内容、事実認定、いじめの有無及び結果、学校側の対応・適切性、今後の対応、再発防止に向けた提言、調査報告書の結論

当該情報は、別表中欄の調査報告書①及び②に記載されている、当事者から聴き取りをした内容、行動記録、アンケート結果、今後の方針に関する情報等である。

当該情報について、実施機関は、聴き取りの際に当事者が強く公表することを拒否した情報であり、開示することで、当事者がフラッシュバックを起こすなど、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当すると主張している。

また、開示することで、当事者との信頼関係を損ない、聴き取り時に思ったことを素直に話すことを差し控えるようになることが危惧され、同様の調査を行う際の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号にも該当すると主張している。

この点につき、いじめ重大事態の事案の重大性や当事者の精神状況等を踏まえると、当該情報には、いじめ事案という当事者にとって機微にわたる情報が含まれており、そうした情報を公にすることにより、当事者に強い精神的負担を強いることが想定されるため、実施機関が主張するような個人の権利利益を害するおそれや調査に支障を及ぼすおそれは理解できる。

しかしながら、当事者が強く公表することを拒否したという事実は、当該調査報告書における記載内容を区別することなく一律非開示とする実施機関の決定を正当化するものではなく、実施機関は当事者の意向を踏まえつつも、非開示とすべき情報か個別に判断し、非開示部分は必要最小限に留めるべきである。

当審査会において見分したところ、調査報告書①で中学のいじめ解消の判断が非開示とされている部分があるが、要件に基づき判断した単なる事実等の記載であって、実施機関の主張する個人の権利利益を害するおそれや業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

また、当事者及びその家族の行動記録のうち、加害者家族から被害者家族への謝罪に関する記載については、調査委員会が謝罪と記録した事が分かるだけであって、開示することで、実施機関の主張するおそれが生じる蓋然性は低い。

調査報告書②第1「はじめに」について、調査報告書②におけるいじめ重大事態の概要が記載されているが、当該情報のうち、学校区分、生徒の略称、いじめの有無、けがの有無については、具体的ないじめの内容を含むものではなく、実施機関の主張する個人の権利利益を害するおそれや業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

調査報告書②第6-2(2)について、アンケート結果のうち、具体的な回答内容には、

いじめの詳細な内容が含まれていることから、実施機関の主張する個人の権利利益を害するおそれや業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められるが、一般的な質問項目や有無を選択するような質問に対する回答結果については、具体的ないじめの内容を含むものではなく、一般化、抽象化された記載内容に過ぎないため、実施機関の主張するおそれが生じる蓋然性は低い。

調査報告書②第 8-1 今後の対応、第 8-2 再発防止に向けた提言、第 9 おわりに（調査報告書の結論）については、聴き取り内容、事実認定や問題点等を踏まえた、今後の方針や姿勢等が記載されているが、上記イにおいて非開示妥当とされた高等学校名を除き、当該事案に関する詳細な内容の記載はなく、一般化された形の方針や姿勢に関する記載となっているため、実施機関の主張する個人の権利利益を害するおそれや業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報のうち、いじめ解消の判断、加害者家族から被害者家族への謝罪、学校区分、生徒の略称、いじめの有無、けがの有無、一般的な質問項目や有無を選択するような質問に対する回答結果、今後の対応、再発防止に向けた提言、調査報告書の結論については、条例第 7 条第 2 号又は第 6 号に該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、それ以外の情報については、条例第 7 条第 2 号又は第 6 号に該当し、非開示とした実施機関の判断については妥当である。

オ 被害者及び保護者の意向、いじめ解消の判断、中学校と高校とのやりとり、高校調査委員会及び県教育委員会の対応記録、答申までの日程

当該情報は、高校における対応についての文書や知事・副知事報告に記載されている情報である。

当該情報について、実施機関は、関係市教育委員会とのやりとりに関する情報を関係市教育委員会の同意なしに流通させることは適切ではなく、当該情報を開示すると、提供元との信頼関係を損ない、今後、別事案のいじめが発生し同様の調査を行う際の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 6 号に該当すると主張している。

確かに、いじめ事案においては、関係市教育委員会から情報を提出させる権限がない中で、関係市教育委員会の協力を得て調査を進めることが必要な状況であり、今後同様の調査を円滑に行うことを考慮し、実施機関が関係市教育委員会との信頼関係の維持を重視する姿勢をとることは理解できる。

しかしながら、当該情報を実施機関が開示することによって、関係市教育委員会との信頼関係がどの程度損なわれ、開示することがどのような支障を生じさせるのかは、公文書の内容に即して判断されなければならない。

当審査会において見分したところ、当該情報には、中学校名や委員名、病状など上記イ・ウで述べた個人に関する情報が一部記載されているものの、開示することにより信頼関係を損なうような具体的な記載はなく、実施機関の主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報のうち、中学校名や委員名、病状など個人に関する情報については、条例第 7 条第 2 号に該当し、非開示とした実施機関の判断については妥当である

が、それ以外の情報については、条例第7条第6号には該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

カ 基準に関する考え方

当該情報は、三重県いじめ対策審議会において配布された協議事項の中で、「公表のあり方について」に記載された県の基準についての考え方に関する情報である。

当該情報について、実施機関は、考え方について未確定な状況であり、現在開示すると、混乱を招くおそれがあると主張し、条例第7条第6号に該当し非開示としている。

しかしながら、当審査会において見分したところ、当該情報は審議会当時の一般的な県の公表基準を示したものであり、県としてどのような基準を持っているかという情報が開示されても、混乱を招くおそれのある情報ではなく、実施機関の主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報は条例第7条第6号には該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

キ 審議会における発言内容・委員名

当該情報は、三重県いじめ対策審議会における非公開の審議での発言内容及び委員名である。

実施機関は、当該情報を開示することになると、その内容について批判されたり、誤解を受けたりすることを過度に意識するあまり、委員が率直な意見を述べることを差し控えるようになることが危惧され、三重県いじめ対策審議会の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると主張している。

確かに、いじめ審議会という性質を考えると、当事者に関するセンシティブな内容も多く、どの委員がどのような発言をしたのかという情報を開示すると、今後同様の審議を行う際、委員の率直な発言に支障が出ることは理解できる。

しかしながら、三重県いじめ対策審議会において、本件いじめ事案に関する審議は既に終了しており、当審査会の中でどのような議論がなされたのかは、県民にとって関心があり、開示することは今後のいじめ対策に有益である公益性のある情報でもある。

また、発言した委員名を非開示とすれば、発言内容が開示されたとしても、実施機関が主張するような、今後同様の審議において委員の発言に支障が出るおそれが生じる蓋然性は低い。

他方、発言内容の中に含まれる、高等学校名及び病状等の個人の人格と密接に関係する情報については、上記イ・ウでも述べたように、条例第7条第2号に該当する。

したがって、当該情報のうち委員名、高等学校名、病状等の個人の人格と密接に関係する情報については、条例第7条第2号又は第6号に該当し非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、それ以外の発言内容については、条例第7条第6号には該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ク 第2回三重県いじめ対策審議会添付資料

当該情報は、三重県いじめ対策審議会が審議に協力を求める中で関係市教育委員会か

ら入手した市の委員会の会議の記録、当事者に関する聴き取り記録、事実経緯記録、電話記録等である。

実施機関は、当該情報を関係市教育委員会の同意なしに流通させることは適切ではなく、当該情報を開示すると、提供元との信頼関係を損ない、今後、別事案のいじめが発生し同様の調査を行う際の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると主張して全面非開示としている。また、個人の人格と密接に関係する情報については、条例第7条第2号にも該当すると主張している。

同条第6号の該当性について、上記オでも述べたように、今後同様の調査を円滑に行うことを考慮し、実施機関が関係市教育委員会との信頼関係の維持を重視する姿勢をとることには理解できるが、当該情報を実施機関が開示することによって、関係市教育委員会との信頼関係がどの程度損なわれ、開示がどのような支障を生じさせるのかは、公文書の内容に即して判断されなければならない。

当審査会において見分したところ、市の委員会の会議の記録については、市が非公開で当該委員会を開催したことを踏まえると、当該情報を開示することで実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

また、当事者に関する聴き取り記録、事実経緯記録、電話記録等については、個人の人格と密接に関係する情報であると認められる。

一方、当該情報には、所定の様式における標題・日付けなど一般的な記載もあり、これらの情報は、個人の人格と密接に関係する情報とは認められず、また、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。さらに、他の非開示情報と容易に区分できるものであるため、条例第7条第2号又は第6号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

したがって、当該情報のうち、市の委員会の会議の記録や当事者に関する聴き取り記録、事実経緯記録、電話記録等については、条例第7条第2号又は第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、所定の様式における標題・日付けなど一般的な記載については、条例第7条第2号又は第6号に該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ケ 今後の方針

当該情報は、三重県いじめ対策審議会の概要に関する知事・副知事報告において記載されている、当該審議会の今後の方針に関する情報である。

実施機関は、当該情報について、今後の方針に関する情報を開示すると、誤解を招くおそれがあると主張し、条例第7条第6号に該当し非開示としている。

しかしながら、当審査会において見分したところ、当該情報は、一般的な方針を示す情報にすぎず、実施機関の主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報は、条例第7条第6号には該当するとはいえず、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別表

| 対象公文書 | 細文書名 | 開示をしない部分 |
|-----------------------|------------------------|---|
| 令和3年度第1回三重県いじめ対策審議会資料 | 資料3(1) 調査報告書① | 部活動名、被害者病状、高等学校名、高校調査委員会委員名、被害者生年、家族構成、中学校名、部活動練習名、いじめ解消の判断、当事者家族の行動記録、建物名、被害者への聞き取り内容、被害者通院状況、被害者診療結果、学校見学体験内容、通学に関する駅、被害者家族関係、転学先 |
| | 資料3(2) 調査報告書② | 高等学校名、学校区分、クラス名、生徒の略称、いじめの有無、被害者病状、被害者及びその家族の行動記録、けがの有無、高校調査委員会委員名、警察と学校とのやりとり、当事者家族と学校とのやりとり、いじめ問題調査委員会及び学校の対応、学科名、部活動名、当事者への聞き取り内容、事案の概要、聴取場所、アンケート結果、検討内容、事実認定、いじめの有無及び結果、学校側の対応・適切性、今後の対応、再発防止に向けた提言、調査報告書の結論 |
| | いじめ対策審議会協議事項 | 高等学校名、転校先、基準に関する考え方 |
| | 高校における対応 | 高等学校名、部活動名、被害者病状、被害者及び保護者の意向、中学校名、いじめ解消の判断、中学校と高校とのやりとり、転学先、いじめの内容、高校調査委員会及び県教育委員会の対応記録 |
| 知事・副知事報告 | 令和3年度第1回三重県いじめ対策審議会の概要 | 答申までの日程 審議会における発言内容・委員名 |

| | | |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 令和 3 年度三重県いじめ対策審議会委員による聴取について | 三重県いじめ対策審議会委員表 | 三重県いじめ対策審議会委員携帯電話番号 |
| 令和 3 年度第 2 回三重県いじめ対策審議会資料 | 三重県いじめ対策審議会第 1 回会議議事録 | 審議会における発言内容・委員名 |
| | 三重県いじめ対策審議会第 2 回会議添付資料 | 資料全て |
| 知事・副知事報告 | 令和 3 年度第 2 回三重県いじめ対策審議会の概要 | 審議会における発言内容・委員名 今後の方針 |
| 知事・副知事報告 | 令和 4 年度第 1 回三重県いじめ対策審議会の概要 | 審議会における発言内容・委員名 |

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------------|--|
| R 5 . 1 . 1 8 | ・ 諮問書及び弁明書の受理 |
| R 5 . 2 . 2 1 | ・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認 |
| R 5 . 4 . 2 0 | ・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 5 年度第 1 回第 1 部会) |
| R 5 . 5 . 1 8 | ・ 審議 (令和 5 年度第 2 回第 1 部会) |
| R 5 . 7 . 1 2 | ・ 審議 (令和 5 年度第 3 回第 1 部会) |
| R 5 . 8 . 8 | ・ 審議 (令和 5 年度第 4 回第 1 部会) |
| R 5 . 9 . 1 4 | ・ 審議 (令和 5 年度第 5 回第 1 部会) |
| R 5 . 1 0 . 1 0 | ・ 審議 (令和 5 年度第 6 回第 1 部会) |
| R 5 . 1 1 . 1 4 | ・ 審議 (令和 5 年度第 7 回第 1 部会) |
| R 5 . 1 2 . 1 2 | ・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 8 回第 1 部会) |

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|-----------------------|---------|---------------|
| 会 長 (第二部会部会長) | 片 山 眞 洋 | 三重弁護士会推薦弁護士 |
| ※会長職務代理者 (第一部会部会長) | 川 本 一 子 | 弁護士 |
| ※委 員 | 須 川 忠 輝 | 三重大学人文学部講師 |
| ※委 員 | 仲 西 磨 佑 | 司法書士 |
| ※委 員 | 三 田 泰 雅 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| 委 員 | 小 川 友 香 | 税理士 |
| 委 員 | 名 島 利 喜 | 三重大学人文学部教授 |
| 委 員 | 山 崎 美 幸 | 百五総合研究所 主任研究員 |

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。